白井市特別の理由による任意予防接種費用助成事業実施要綱

（目的）

第１条　この要綱は、予防接種法（昭和２３年法律第６８号。以下「法」という。）に基づく定期の予防接種（以下「定期予防接種」という。）を受けた者のうち、特別の理由により免疫が消失又は低下し、既に受けた予防接種の効果が期待できないと医師に判断された者に対して、任意で受ける予防接種に係る費用の助成をすることで、疾患の発生及びまん延を予防するとともに、経済的負担を軽減することを目的とする。

（助成対象となる予防接種）

第２条　助成の対象となる予防接種（以下「助成対象予防接種」という。）は、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

⑴　法第２条第２項に規定するＡ類疾病に係る予防接種であること。ただし、ロタウイルス感染症に係るものを除く。

⑵　使用するワクチンが、予防接種実施規則（昭和３３年厚生省令第２７号。以下「実施規則」という。）の規定によるものであること。

⑶　既に受けた定期予防接種の接種回数及び接種間隔が、実施規則の規定によるものであること。

⑷　国内に所在する医療機関等で受けたものであること。

（接種対象者）

第３条　接種対象者は、助成対象予防接種の接種日時点において市の住民基本台帳に登録されている者で、次に掲げる要件を全て満たすものとする。

⑴　骨髄移植その他特別の理由により免疫が消失し、既に受けた定期予防接種の予防効果が期待できないと医師に判断されている者であること。

⑵　助成対象予防接種の接種日時点において、次のア又はイに掲げる者であること。

ア　予防接種法施行規則（昭和２３年厚生省令第３６号）第２条の７の表の上欄に掲げる特定疾病に係る予防接種にあっては、それぞれ同表の下欄に掲げる年齢に達するまでの者

イ　アに規定する予防接種以外のものにあっては、２０歳に達するまでの者

（助成対象者）

第４条　助成金の交付を受けることができる者は、助成対象予防接種を受ける本人又はその保護者とする。

（助成額）

第５条　助成額は、助成対象予防接種の費用として医療機関に支払った額とし、接種日が属する年度における市と委託契約医療機関が締結している予防接種委託料の額を上限とする。ただし、次に掲げる経費は含まないものとする。

⑴　診察のみで接種ができなかった場合の診察料

⑵　接種医療機関までの交通費

⑶　医療機関に記載してもらう書類代

（助成の申請等）

第６条　助成金の交付を受けようとする者は、次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

⑴　白井市特別の理由による任意予防接種費用助成申請書兼請求書（別記第１号様式）

⑵　申請兼請求金額の内訳書（別記第２号様式）

⑶　接種費用の支払いを証明する書類（領収書及び明細書、支払証明書等）の原本

⑷　白井市予防接種再接種に係る医師の意見書（別記第３号様式）

⑸　予防接種予診票や母子手帳等、再接種の記録が確認できるものの写し

⑹　定期予防接種として受けたワクチンの接種記録が確認できるもの（母子手帳や接種済書等）

⑺　口座情報のわかるもの（通帳やキャッシュカードの写しなど）

⑻　その他市長が必要と認める書類

２　前項の規定による申請は、助成対象予防接種の各接種日から２年以内に行わなければならない。

３　市長は、第１項の規定による申請があったときは、その内容を審査し、助成金の交付又は不交付の決定を行う。

４　市長は前項の規定による決定を行ったときは、白井市特別の理由による任意予防接種費用助成金交付（不交付）決定通知書(別記第４号様式)により当該申請を行った者に通知するものとする。

（助成金の返還）

第７条　市長は、助成金の交付を受けた者が、偽りその他不正な手段により助成金の交付を受けたと認められるときは、助成金の一部又は全部を返還させることができる。

（健康被害に対する措置）

第８条　助成対象予防接種を受けた者が疾病にかかり、障害の状態になり、又は死亡した場合において、当該健康被害が助成対象予防接種を受けたことによるものであると認められた場合は、千葉県市町村予防接種事故補償等条例（昭和５２年千葉県市町村総合事務組合条例第１９号）により救済手続きを行う。

２　前項の規定は､助成対象予防接種により健康被害を受けた者が、独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成１４年法律第１９２号）に基づく救済手続きを行うことを妨げるものではない。

（その他）

第９条　この要綱に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、令和７年４月１日から施行し、令和５年４月１日以後に受けた予防接種について適用する。